

## □ 申請書及び必要書類

### (1) 事前調査申請 …「吉賀町老朽危険空家除却支援事業事前調査申請書（様式第1号）」

〈添付書類〉

- 位置図（付近見取図）
  - 配置図、平面図及び床面積求積図
  - 現況写真（当該建築物及び周囲の状況が分かるもの）
  - 当該建築物及び土地の所有者を確認できる書類（登記事項証明書等）
- ※ その他必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

### (2) 補助金交付申請…「補助金交付申請書（様式第3号）」

〈添付書類〉

- 当該建築物の所有者等であることを証する書面  
（登記事項証明書、法定相続情報一覧図、戸除籍謄本等）
  - 当該建築物の共有者全員の合意により選出された者であることを証する書面  
（共有名義の建築物に限る。）
  - 当該建築物の権利を有する者全員の同意を得たことを証する書面  
（所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある建築物に限る。）
  - 除却工事に要する費用が確認できる書類（除却工事の見積書及び内訳明細書）
  - 除却工事の施工業者に係る建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証明する書類又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
  - 町税の滞納がない旨を証明する書類
- ※ その他必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

### (3) 完了実績報告 …「補助事業実績報告書（様式第7号）」

〈添付書類〉

- 除却工事の完了後の写真
  - 除却工事に係る契約書の写し
  - 除却工事に要した費用の内訳書、領収書の写し
  - 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ※ その他必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

## □ 手続きの流れ

	手続き	手続きの内容	町の対応
1	事前調査申請	「事前調査申請書（様式第1号）」に必要書類を添付し、申請してください。	補助対象となる老朽危険空家かどうか町職員による現地調査を実施し、「事前調査結果通知書」により、結果をお知らせします。
2	除却工事の見積り依頼	解体業者から見積りを徴取し、依頼する解体業者を選定してください。	
3	補助金交付申請	補助対象となる老朽危険空家に該当する旨の通知を受取られましたら、「補助金交付申請書（様式第3号）」に必要書類を添付し、申請してください。	申請内容を審査し、「補助金交付決定（却下）通知書」により、結果をお知らせします。
4	工事契約 除却工事 工事代金の支払い	「補助金交付決定通知」を受取られましたら、解体業者と工事契約を結び、工事に着手してください。除却工事が完了しましたら、工事代金を解体業者へお支払いください。	
5	完了実績報告	除却工事が完了し、工事代金の支払いが完了しましたら、「完了実績報告書（様式第7号）」に必要書類を添付し、報告書を提出してください。	書類及び現場を確認し、最終的な補助金の額を「補助金交付額確定通知書」によりお知らせします。
6	補助金の請求	「補助金交付額確定通知書」を受取られましたら、「補助金交付請求書（様式第9号）」を提出してください。	請求書の提出から、指定された口座へ補助金を振り込みます。